

令和6年9月から 第2子以降 保育料無償化

尾道市では多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に、独自の取組として、第2子以降の保育料を無償化します！

※原則、対象児童と保護者の住民票が尾道市にある場合が対象となります。

保育所・認定こども園
地域型保育事業所
(0~2歳児クラス)

原則申請は不要

- ※別居している子どもがいる場合は、別途申請が必要
- ※保育の提供に要する実費や延長保育料等は対象外

認可外保育施設
(0~2歳児クラス)

別途申請が必要

- ※「保育の必要性」の認定申請が必要
- ※保育料を**最大42,000円/月**まで無償化

幼稚園・私立認定こども園
(満3歳児クラス)

別途申請が必要

- ※「保育の必要性」の認定申請が必要
- ※預かり保育の利用料を**最大16,300円/月**まで無償化

きょうだいの年齢
世帯の所得は問いません！

第1子

第2子

第3子

第4子

小学生以上

未就学児(0~2歳児クラス)

8
令和
まで
6年



第1子として
数えない



第1子
全額負担



第2子
半額負担



第3子
無償

9
令和
か6
ら年



第1子として
数える



第2子



第3子



第4子

無償

★詳しくは、市ホームページをご覧ください。

《問い合わせ先》

【保育所(園)・認定こども園(認可外含む)に関すること】

子育て支援課 児童保育係 0848-38-9114

【幼稚園に関すること】

教育委員会 庶務課 庶務係 0848-20-7238

